

令和5年第2回津南町議会定例会会議録

(6月16日)

招集告示年月日		令和5年6月1日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和5年6月14日 午前10時00分			閉会	令和5年6月16日午後0時16分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	吉野 徹	応・出	
	3番	久保田 等	応・出	10番	栞原洋子	応・出	
	4番	欠 員		11番	津端真一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津 進	応・出	
	6番	江村大輔	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	恩田 稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原 悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	太田 昌	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長	村山 詳吾	○	
	教育長	島田敏夫	○	DMO推進室長	石沢久和	○	
	農業委員長	涌井 直	○	建設課長	鴨井栄一郎	○	
	監査委員	藤ノ木 勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	鈴木正人	欠	会計管理者	鈴木真臣	○	
	福祉保健課長	野崎 健	○	病院事務長	小林 武	○	
	税務町民課長	小島孝之	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	保坂 晃久	議会事務局班長	太田 一規		
会議録署名議員	1番	滝沢 元一郎		11番	津端 真一		

[付議事件]

(6月16日)

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第39号 | 令和5年度津南町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第2 | | 令和5年度津南町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第3 | | 令和5年度津南町病院事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第4 | 発議案第3号 | 津南町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について |
| 日程第5 | | 津南町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について |
| 日程第6 | | 津南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の提出について |
| 日程第7 | 請願第2号 | 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める請願書 |
| 日程第8 | 発議案第6号 | 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について |
| 日程第9 | 発議案第7号 | 福島原発事故による汚染水放出計画の再考を求める意見書の提出について |
| 日程第10 | | 保育園増築工事に関わる調査について |
| 日程第11 | | 議員派遣の件について |
| 日程第12 | | 委員会の閉会中の継続調査及び審査について |

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

議案第 39 号 令和 5 年度津南町一般会計補正予算（第 5 号）

日 程 第 2

議案第 40 号 令和 5 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 3

議案第 41 号 令和 5 年度津南町病院事業会計補正予算（第 1 号）

議長（恩田 稔）

議案第 39 号から議案第 41 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 39 号から議案第 41 号まで一括して説明申し上げます。

一般会計、総務課関係では、歳入で、企業版ふるさと支援まちづくり寄附金の増、ふるさと支援まちづくり基金繰入金金の増、ニュー・グリーンピア津南運営支援基金繰入金金の増、前年度繰越金の増。歳出で、大割野駐車場消雪井戸ポンプ改修工事請負費の増、交通安全施設消耗品費の増、ニュー・グリーンピア津南修繕料の増などがございます。

福祉保健課関係では、歳入で、信濃川災害復旧工事に係るそだき苑財産補償料の増。歳出で、意思疎通支援事業に係る報酬及び費用弁償の増、川西高等特別支援学校送迎車両安全装置購入費の増、令和 3 年度子育て世帯臨時特別給付金事業補助金返還金の増、そだき苑に係る浴室ガラス修繕料及びレジオネラ属菌検査料の増、養護老人ホーム妻有荘に係る老人保護費の増、介護保険特別会計繰出金の増、クアハウス修繕料の増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る予算の組換えなどがございます。

農林振興課関係では、歳出で、会計年度任用職員に係る報酬・手当等の増でございます。

観光地域づくり課関係では、歳入で、デジタル田園都市国家構想推進交付金の増。歳出で、町内産品販路拡大支援に係る旅費・消耗品費・委託料の増、旧外丸小学校修繕料の増、事業承継支

援補助金の増、萌木の里及び竜神の館修繕料の増、ドローン保険料の増、リバーサイド津南管理運営委託料の増などがございます。

建設課関係では、歳出で、町道寺石山伏山線道路修繕工事請負費の増、町道赤沢沖ノ原線消雪施設修繕工事請負費の増などがございます。

教育委員会関係では、歳入で、学校安全特別対策事業費及び情報通信技術講習事業費国庫補助金の増、スポーツ振興くじ助成金の増。歳出で、保育園修繕料の増、小学校危険樹木伐採手数料の増、小学校備品購入費の増、特別支援教育通学事業委託料の増、中学校修繕料の増、総合センター体育館照明 LED 化工事請負費の増、ミッション型地域おこし協力隊設置関係費の増、旧中津小雪囲い修繕料及び消防関係設備点検委託料の増、なじょもん公園管理委託料及び小型ロータリ除雪機購入費の増などがございます。

介護保険特別会計では、歳入で、一般会計繰入金の増。歳出で、システム改修委託料の増でございます。

病院事業会計では、歳入で、新型コロナウイルス感染症入院医療機関等設備整備事業費補助金の増。歳出で、陰圧対応 HEPA フィルター付き空気清浄機購入費の増でございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

副町長（根津和博）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（太田 昌）、観光地域づくり課長（村山詳吾）、建設課長（鴨井栄一郎）、教育次長（高橋昌史）、病院事務長（小林 武）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

副町長に 1 点であります。ニュー・グリーンピア津南の陣場下の宿舎の修繕料が上がっておりますけれども、これは家賃収入というのがあるわけですが、どこに入っているのか。これを使って修繕ができないのかどうかについて、1 点、お願いします。

教育次長でありますけれども、地域おこし協力隊に頼るところ大ということで、ミッション型ということでもあります。これはめどが付いているのかについて、お願いいたします。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

ニュー・グリーンピア津南の家賃収入は、ニュー・グリーンピア津南の会計のほうに入っております、町のほうには入っておりません。これを財源としてということでございますけれども、家賃収入の額は、この場で手持ち資料がございませんので分かりませんが、とりあえずこちらのほうの修繕費ということで 30 万円以上になっておりますので、町がやるということでございます。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

地域おこし協力隊に係る御質疑でございますけれども、この議会で通していただけた折に、またすぐに総務課を通じまして、地域おこし協力隊の募集を掛けるということでございます。今のところ、めどについては立っていないということでございますが、1人でも多くの方からこういったものに興味を持っていただいて、地域おこし協力隊として町に入ってきて、遺跡の整理、あるいは文化振興ということで地域おこし協力隊としてがんばっていただければと思っております。

以上です。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

3点について、お願いいたします。

商工振興費の委託料についてです。事業をやるに全て委託料頼みなのですが、町職員独自でプロジェクトチームというか、そういうものを作って対策を検討するということは考えなかったのか、伺います。

それから、その下の事業承継支援補助金です。どのくらいの事業所が対象なのか、それをどういうふうに事業承継するために事業所に周知するのか、お聞かせください。

それから、もう1点は社会教育費です。地域おこし協力隊、人員が見つからないから地域おこし協力隊にお願いしたということなのですが、そういう事業は、町内に募集を掛けなかったのか伺います。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

まず1点目、委託料の関係でございます。先ほどの説明でもさせていただいたのですが、今回、海外への商談会という、海外でのイベントPRということなのですが、なかなか町独自で今まで海外への商談会ということも出たことはございませんし、そのような経験、ノウハウが無いということで、職員だけではとても対応できないのかなということで、そういう海外での対応に精通した事業者へ委託するということが計上させていただきましたので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、次の事業継承の補助金でございますけれども、基本、町内の個人商店であるとか、そのようなものを対象と現在考えてございます。そして、周知の方法なのですが、予算を

可決いただきましたら、ホームページ、商工会等の御案内、広報紙等を通じて周知をしていきたいと考えてございます。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

地域おこし協力隊の御質疑であろうかと思えます。町内ということでございますけれども、この地域おこし協力隊の制度そのものは、議員も御案内のとおり、町内の方ということではなくて、そういった方は募集できません。例えば、三大都市圏をはじめとする都市地域からの方が対象となるということございまして、町内の方が地域おこし協力隊ということは恐らくできないのだらうと思っています。以前から、こういったものについては、十日町市のハローワーク等を通じて募集をしておったのですが、なかなか適当な人材から応募いただけなかったということございまして、このたび、そこも含めて地域おこし協力隊ということで募集をさせていただくということでございます。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

1番目の問題は、「町職員にそのノウハウが無い。」と言うのですが、そういう経験を積むということがやっぱり大事なので、全て委託に出してやっているのが今の町の方向なのですが、そういうものを町独自でやっていくというのをこの55万円なりを使ってやっていくというのが大事なのではないかと思えます。

それと、2番目については、大体ホームページか商工会か広報紙を通じて周知するわけなのですが、ぜひ役場の観光地域づくり課に相談窓口をちゃんと設けて、それを周知して、町民にいつでも相談に来いと、ぜひそういう方向で取り組んでもらいたいと思えます。

それと、地域おこし協力隊は町内の人材はだめなのですが、その事業をやるに当たって、職安とかそういうものでただ（募集を）しただけではなくて、町民にそういう募集を掛けるというのがやっぱり大事だと思うのですが、その点はどうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

1点目は職員全体に関わる御質疑でしたので、私のほうからお答えさせていただきます。議員がおっしゃるように、職員ができれば良いのですが、今回の場合は海外等との関係もございまして、慎重を期して精通している方をお願いするところでございます。当然、職員の能力開発は私どもの仕事でございますので、様々な所に研修に行かせたりしているところでございます。引き続き、職員の能力開発には努めていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

2点目の相談窓口というお話ですけれども、広報紙等に載せる際には、ぜひ役場の担当のほうに来てほしいということで、窓口的な部分は、窓口とほうたいませんけれども、ちゃんとそのような対応をとりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

地域おこし協力隊に係る部分とそれ以外の部分の募集ということになります。今までも私どもは、こういう職員が足りないときには、まず一番最初に町内の会計年度任用職員の者とか、そういういったところに応募がある、そういうところをしっかりと見極めさせていただいて、そういう適当な人材がいれば声掛けをさせてもらうというのがあります。ただ、それでもやはり無い、あるいは並行してハローワークにも同時に募集を掛けて、広く周知をするなかで、手を挙げていただける方がいらっしゃれば、これは非常に有り難い話だと思ひています。ただ、議員がおっしゃったとおり、町の広報紙にそこまで細かいものを出したかどうか、今、私は分かりかねるところがあります。議員から御指摘がございましたので、今後、そういう募集を掛ける場合には、しっかりと掛けていきたいと思ひてございます。よろしくお願ひいたします。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

相談窓口なのですが、やっぱり「相談窓口があります。」と明記されることが事業者にとっては、「ああ、相談窓口があるんだな。あるから相談に行こう。」となるのですけれども、ただ「相談に来てください。」くらいだと、やっぱり躊躇してしまうわけです。だから、きちんと相談窓口を設けるというのが大事なのではないかと思ひます。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

今回の事業承継の事業なのですけれども、非常に多くの方が来られるというような事業ではないのかなと考えてございまして、当然、相談される方には丁寧な対応をとりたいと思ひますけれども、大勢の方が来て窓口が大変になるというような性格のものではないと思ひますので、「御相談願ひます。」ということで対応したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

すみません、観光地域づくり課長、ちょっと教えてください。今回の事業費、修繕料が445万5,000円上がっておりまして、先ほど、萌木の里の消防煙突とか、竜神の館の温泉とか、説明をいただきましたけれども、通常、こういったことにつきましては、保険対応ができるのではないかと思うのですけれども、その点について、教えてください。

それから、教育次長のほうから今ほど説明をいただきました公園管理委託料の増ということでありまして、35万7,000円です。金額ではないのですし、反対をするわけではないのですけれども、通常、各施設の委託管理料につきましては、年度初めにそういった予算が上げられておりまして、特別な場合を除いては、やはりこういった委託料の増ということとは町として避けていかなければいけないのではないかと思うのですけれども、そういった管理につきまして、副町長から教えてください。どのようにお考えか、教えてください。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

1点目の修繕料の関係でございます。町で町有施設の保険というものにつきましては、基本的に自然災害等で被害を受けたものであれば、保険対応になるのではないかと考えております。1個目の萌木の里の関係は、消防の指摘ということで保険対象にはならないのかなということなのですけれども、竜神の館の関係は、風の被害が想定されますので、こちらは今、総務課を通じて対象となるか検討している最中でございます。

お願いいたします。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

年間の管理委託料につきましては、予算を編成するときに各課が事業者と協議するなかで委託料を決めているわけでございますけれども、今回につきましては、次長が申し上げましたとおり、倒木によって死亡者が出たので、その危険を回避するために国のほうから通達等が出ているのかなと思います。そういう喫緊のことでもございましたので、今回、補正でそれをさせていただくということで、緊急の場合ということで御認識いただければと思っております。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

(7番) 石田タマエ

2点ほどお伺いします。

観光地域づくり課長にお伺いしますが、事業継承支援補助金、この項目が例えば当初予算でなぜこれが盛られなかったのかというのを教えてください。

それから、教育次長に伺います。特別支援学校の送迎の安全装置というのですか、それが国の補助が出たということなのですが、これを委託料に入れた。福祉保健課のほうでは、備品購入費に入っています。その送迎している車両は町の車両であれば、備品購入費ではないかと思うのです。細かい話なのですが、なぜ、委託料に入るのか、その辺を教えてください。

議長 (恩田 稔)

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長 (村山詳吾)

事業継承の関係でございますけれども、議員おっしゃるとおり当初予算に計上できれば良かったのですが、今年度の当初予算につきましては、継業支援の業務委託料ということで、まず予算計上をさせていただきました。その作業をしているなかで、町としても独自の支援が必要だということで、今回計上させていただいたものなのですが、また国の補助金等の絡みもございまして、これらも含めて申請できるのではないかとということで、当初予算に間に合わなかったということで御理解いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 (恩田 稔)

教育次長。

教育次長 (高橋昌史)

特別支援学校の送迎用バスの置き去り防止の安全装置に係る御質疑ということで承りました。川西の高等特別支援学校の送迎車両につきましては、NPO法人の地域ケアサポート魚沼さんのほうにお願いをしてあるとお聞きしてございます。こちらは、使っている車両については、議員御指摘のとおり町の車両になっているということで、今回、川西の高等特別支援学校、福祉保健課で持っている部分については備品購入で買わせていただいたということです。ただ、一方で、私も教育委員会のふれあいの丘支援学校の車両送迎、こちらにつきましては、介護タクシーひまわりさんをお願いをしてあるわけなのですが、これは委託料ということのなかで、ひまわりさんが持っている車両のほうにお願いをするということになりますので、町の備品の車両ということではなくて、その送迎の委託をしている車両に付けていただく。ひまわりさんから買っていたところに委託料に交えて、その分を上乗せで委託料としてお支払いするというところで、町の車両か町の車両ではないかというところで、備品と委託料とで判断させていただいたところでございます。

議長 (恩田 稔)

7番、石田タマエ議員。

(7番) 石田タマエ

よく分かりましたが、ひまわりさんの車を買う時、町でも出していましたよね。だから、つい、町の車を貸しているのかなと思っていたのですが、では、あれはひまわりさんの車だということですね。

議長 (恩田 稔)

教育次長。

教育次長 (高橋昌史)

今ほど、議員の御指摘になったところですが、私の認識では、今ほど申し上げたところで、川西のほうの特別支援学校は町の車両なので備品。私どものところの(委託料に入れた)ふれあいの丘のものは、議員がおっしゃっている町がお金を購入する時に出したというのは私はそこまで調べていないのですが、それが町の補助を使ったなかでの町の車両なのか、そっくり完全にひまわりタクシーのものなのかは確認をさせていただきたいと思っております。

議長 (恩田 稔)

8番、村山道明議員。

(8番) 村山道明

交通安全対策費のカーブミラーの100万円なのですが、大変有り難く思っております。何基くらいで、どこに優先して設置するのか、そういう希望がたくさんあるところをお聞きしているのですが、優先順位も含めて100万円を使うのかどうかについて、見解をお願いします。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

カーブミラーなのですが、カーブミラー自体、丸型のカーブミラーが消費税抜きで4万8,000円ほどになります。支柱が6万円ほど掛かりまして、そこら辺は今、各地区にいる交通安全協会さんに要望を調査中であります。そこら辺を取りまとめた上で設置したいと考えておりまして、今どこに立てるかというところは、今のところ決まっておりません。安協さんの要望を見て設置したいと考えております。

あと一つ、カーブミラーのほかに立て看板、注意看板も立てたいと思っております、これは、ひまわり畑に行く直進道路、農耕作業車が多く通るということで、以前、議員からも御要望あったと聞いておりまして、そこに交通安全の注意看板を立てたいと今のところ計画しているところでございます。

議長 (恩田 稔)

8番、村山道明議員。

(8番) 村山道明

安協さんは、もう既に要望を何か所か出しているということはお聞きしたのですが、そのなかで優先順位をどのように決めるのか。私も要望したのは1か所あるのですけれども。カーブミラーですから、大事な所、必要な場所、交通事故が多い所、そこを安協の、さらにその順位から、そういう部分を聴き取って、せっかくの100万円ですから、安全第一の場所を優先に付けてもらいたいというのが私の意見なのですが、その点をきちんと把握して決めてもらいたいと思います。

議長(恩田 稔)

副町長。

副町長(根津和博)

また要望がかなり多く出た場合、当然、優先順位が必要かと思しますので、それぞれの安協の会長さん等と相談するなかで優先順位を付けて設置させていただいておりますし、カーブミラーは毎年予算を計上しておりますので、今回できなくても、来年度以降にも予算を付けますので、そちらのほうで対応していきたいと思っております。

議長(恩田 稔)

8番、村山道明議員。

(8番) 村山道明

安協のカーブミラーの予算というのは、皆さん方の車の代金とか、いろんな会費で年間の計画を立てて、そしてカーブミラーを設置する。今回については、カーブミラーを作ってほしいという、単独の会社が出した寄附ですから、これは町が優先で町の主導において場所を設定するだろうと私は考えたのですが、そういうことは全く考えないで、安協に全て一任ということになるのですか。

議長(恩田 稔)

副町長。

副町長(根津和博)

当然、町もそこに関わってきますので、相談して決めさせていただきます。

議長(恩田 稔)

6番、江村大輔議員。

(6番) 江村大輔

観光地域づくり課に一つと教育委員会に二つです。

一つ目の観光地域づくり課の先ほどから出ている事業継承支援補助金についてなのですが、すごく大事なことかなと思っているのですが、ただ、これまで町民の生活を豊かにしていただいた町内業者が廃業という残念な話が入ってくるということで、事業所によって様々、もしかしたら廃業したいという人もいれば継業したいという人もいるかもしれないのですが、そういったときに、通知ではなくて情報を共有するですとか、商工会と連携して、この継業に取り組むということを考えているのか、お伺いします。

それと、教育委員会のほうなのですが、学校管理費の備品購入費で津南小学校の薬品庫の話があったのですが、上郷小学校、芦ヶ崎小学校、津南中学校は混在して管理していないのか、一応確認で聞かせてください。

それと、地域おこし協力隊のところなのですが、この募集に当たっては、特に何か資格を持っていないと応募できないのかというのを確認させてください。

それに併せてなのですが、私の勉強不足で分からないのですが、財源内訳で 265 万円がその他、一般財源が 152 万 3,000 円は、先ほどあった冬囲いだったりとか、地域おこしに関係のない消防の点検委託料だということで、この 265 万円というのが基本的に地域おこし協力隊の財源ということでよろしいのか、お伺いします。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

事業承継の関係での、商工会との連携の話でございますけれども、商工会のお知らせ等でこの事業の紹介を行います。当然ながら情報共有というのは大事なことだと思っておりますので、行いたいと思っております。

また、金融機関のほうに対しましても、こういう事業があるというような紹介もさせていただければと思っておりますので、そちらからのお話というのもいろんな手段を使いながらできればと思っております。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

まず、学校管理備品の関係の薬品庫の関係でございます。こちらにつきましては、先ほども申しましたように、学校には学校の薬剤師がございまして、そちらが点検をするということになってございます。この点検をした結果といたしまして、今回、指摘があった部分について、毒物、劇物、普通物を分けることが必要な箇所について補正をさせていただくというところでございます。その他のところは特にそういった指摘がなかったというところでございますので、そこについては、また指摘があれば、当然変えていかなければいけないということでございますが、今回、指摘が無かったということでございます。

それから、地域おこし協力隊の資格の関係でございます。これは、まだ募集案なのですが、議会で可決していただいた折には、私どもの募集対象といたしまして、学校教育法の定める

大学又は大学院において考古学又は歴史学を選考して、卒業若しくは就業した方ということで、大きくはそんなところでございます。性別等々については特に問いませんし、先ほど、桑原議員の御質疑でもお答えしましたとおり、当然のことながら三大都市圏の都市地域に住所がある方、津南町に住民票を移動できる方という制限は付いてございます。その他、普通自動車運転免許を有するというようなところ、細かく言えばまだございますが、大きなところではそういった条件とさせていただいているということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、社会教育費の、先ほどの地域おこし協力隊の予算、財源内訳の考え方なのですが、これはきっと議員がおっしゃるような、地域おこし協力隊の部分でその他が幾らとか、一般財源が先ほどの消防設備関係の囲いの部分で幾らという内訳ではないというような認識してございます。これは、恐らく先ほど、歳入のほうで副町長が説明をしたふるさと支援だったか、何かそういうものの振り分けでこういうかたちになったということで御理解いただいたほうがいいのかと。その辺については、副町長のほうから説明いただければ有り難いです。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

私の説明が足らなかったかと思えます。歳入で、ふるさと支援まちづくり寄附金 1,771 万 4,000 円基金繰入金増ということで説明申し上げました。その内訳として、遺跡発掘調査事業 265 万円、ここにその他財源として上げているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（恩田 稔）

6 番、江村大輔議員。

（6 番）江村大輔

観光地域づくり課については、なかなかこれはきっと難しいことなので、デリケートという言葉が合っているか分からないのですが、なかなか難しい事業だと思いますので、いろんな所とうまく連携しながら、情報をどういうふう提供できるのかも含めて、丁寧に進めていただければ将来の町のためになるのかなと思います。

教育委員会については、薬品庫と特別な資格は必要ないということで認識できました。財源についても分かりました。ありがとうございます。

議長（恩田 稔）

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

2 点、お聞きします。

1 点は、あまり今まで聞いたことがない支援なのですが、福祉関係です。意思疎通支援事業、これは意思疎通の支援者がいらっしゃると思うのですが、町内でこの支援者の登録をしている方が何人くらいいらっしゃるのかお聞きします。

それから、この事業継承のお話がありますけれども、課長ではなくて、私は町長にお聞きしたいのですが、インバウンドに力を入れているということは今後のことも考えれば本当に素晴らしいことです。イベントがあってPRのために職員が同行していくということですが、町長は同行ということは考えていないのですか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

要約筆記奉仕者の御質疑でございます。この要約筆記をする方が町内にどれくらいいるかということでもよろしいでしょうか。支援される方というのは、私の認識では町内にはいらっしやらないということのなかで、主に十日町市の方からお願いしているということでございますけれども、先ほど来、お話をさせていただいておりますけれども、コロナ禍が終わり、従来どおりの介護等々があるなかで、なかなか十日町市の方だけで対応できず、小千谷市の方からもお願いをしているというのが現状ということで御理解いただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

事業継承支援ではなくて、恐らく町内の販売開拓支援のことだと思いますけれども、町職員ということで、まだどなたが行くか、まだ私も含め決まっておらないところですので、よく話し合いながら決めていく必要があると思っております。

議長（恩田 稔）

10番、栗原洋子議員。

（10番）栗原洋子

こうして予算が幾つも上がっているわけですので、どうも幕が掛かったようなところがあるのではないかと思いますので、もう少し明らかに、どういうイベントに参加するのか、どこに行かれるのかというのは、やっぱり町民にも議会にも示すべきだと思います。

それから、意思疎通支援員のほうは分かりましたけれども、これは手話とか要約筆記の支援ということで、コミュニケーションを取る手法だと思うのですが、町内ではなくて十日町市とかの方が支援したということでもよろしいのですね。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

要約筆記ということで、いわゆる難聴の方等々が会議等々で話が聞き取りづらいということのなかで、その内容を書いて投影機に映して、それを見ながら難聴の方が御理解されるようにということをしていただいているということでございます。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

この時期の私自身の海外の渡航ということですが、コロナ禍の対応や、また、これから台風シーズンに入りますので、有事の対応を私としては優先したいと思っております。そうしたことから、町職員の派遣と申しますか、旅費について上げているところですが、この辺のところは詰めてまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

詳細が分かりましたら、決まっているのであれば、議会にも教えていただきたいですし、もう少し町民にも分かりやすく決まっていること、これから決まることは、しっかり報告していただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第 39 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 39 号について採決いたします。

議案第 39 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 40 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 40 号について採決いたします。

議案第 40 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 41 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 41 号について採決いたします。

議案第 41 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 4

発議案第 3 号 津南町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について

日 程 第 5

発議案第 4 号 津南町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について

議長（恩田 稔）

発議案第 3 号から発議案第 4 号までを一括議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（草津 進）

趣旨説明をいたします。

令和 4 年第 4 回定例会において、津南町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が発議され、津南町議会議員の定数は、次の改選期から 2 人減の 12 人とすることが可決されました。これにより、次の改選期までに津南町議会委員会条例及び津南町議会会議規則の一部を改正する必要があります。本日、改正案を提出するものであります。

まず、発議案第 3 号津南町議会議員委員会条例の一部を改正する条例であります。新旧対照表を御覧ください。

第 2 条では、常任委員会の名称、議員定数及びその所管を規定しております。（1）総文福祉常任委員会及び（2）産業建設常任委員会共に現在の定数 7 人からそれぞれ 1 人減じ 6 人とするものであります。

また、附則について、本改正は、次の改選後の津南町議会議員の任期初日であります令和 5 年 11 月 10 日から施行することを規定しております。

次に、発議案第 4 号津南町議会会議規則の一部を改正する規則であります。新旧対照表を御覧ください。

第 14 条では、議員による議案の提出方法について規定しております。改正前は、第 1 項から第 3 項までの規定でありましたが、改正後は、これを二つの項にまとめるものであります。地方自治法第 112 条第 2 項では、議員が議会に議案を提出する際、それが条例の制定など町として団体意思の決定を求めるものであるときは、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成が必要とされ、その連署をもって議長に提出しなければならないことが規定されております。しかし、会議規則や意

見書など機関意思の決定を求めるものにあつては法律の規制はなく、会議規則で定める所定の賛成者があればよいという取扱いになっております。次の改選期から津南町議会議員の定数が12人となり、地方自治法の規定により条例制定などの議案は議員1人でも提出することができます。本改正により、会議規則や意見書など、議会の意思を決定する議案の提出に当たりましても、議員1人でも提出することができる取扱いになるものであります。

次に、第16条では、動議成立に必要な賛成者の数を規定しております。改正前は、条文の判読が困難な記述になっていることから、このたびの改正に合わせ句読点を追加し、文章の明確化を図るものであります。

次に、第17条では、議員による修正動議の提出方法について規定しております。第14条の規定理由と同じでありまして、地方自治法の規定により、次の改選期から条例制定など団体意思を決定する議案に対しての修正動議は議員1人でも提出することができることから、会議規則や意見書など議会の意思を決定する議案に対する修正動議の提出に当たりましても同様の取り扱いとなるものであります。

最後に、附則において、委員会条例と同様、本改正は、次の改正後の津南町議会議員の任期初日であります令和5年11月10日から施行することを規定しております。

議員各位の賛同を求めます。

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

発議案第3号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第3号について採決いたします。

発議案第3号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

発議案第4号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第4号について採決いたします。

発議案第4号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6

発議案第5号 津南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の提出について

議長（恩田 稔）

発議案第5号を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（草津 進）

趣旨説明をいたします。

昨年12月、国会において、地方自治法の一部を改正する法律が成立しました。改正前の地方自治法第92条の2では、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通公共団体に対し、請負をする者及びその支配人であることができない旨が規定されており、議員個人と地方公共団体との請負が認められていませんでした。このたびの改正により、各会計年度において、支払いを受ける請負の対価の総額が300万円を超えない者は、議員個人による請負に対する規制の対象から除かれることになりました。また、法改正に伴い、総務大臣により、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれないことがないよう、例えば、条例などの定めるところにより、地方公共団体に対し、請負をする者である議員が当該請負の対価として各会計年度に支払いを受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとすることなど、議員個人に対する請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であるとの助言がなされておりました。

以上を踏まえ、津南町議会議員と津南町間の地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表することにより、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正など図ることを目的に、本条例の制定について発議するものであります。

条例の主な内容を御説明いたします。

第1条では、今ほど申し上げました本条例制定の目的をうたっております。

第2条では、町と請負をした議員は、請負の状況を議長に対し報告しなければならないことを規定しております。

第3条では、議長は請負をした議員から、その旨報告があつ場合は、その内容を公表しなければならないことを規定しております。

第4条では、報告文書の保存年数を規定するとともに、第2項では、何人も議長に対して公認資料の閲覧又は写しの交付を請求することができることを規定しております。

附則では、本条例の施行日を令和5年7月1日にすること及び令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することを規定しております。

本条例の可決後は、議長において本条例施行規程を定め、手続に係る関係書類の様式など事務的な部分について規定して、実際の運用にあたることとなります。

議員各位の賛同を求めます。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第5号について採決いたします。

発議案第5号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 7

請願第2号 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める請願書

議長（恩田 稔）

請願第2号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（村山道明）

「森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める請願書」が津南町森林組合から当議会に対して提出されました。委員会におきまして慎重審議し、詳細にわたって検討してまいりました。

請願の内容につきまして、若干説明させていただきます。

森林環境譲与税は、皆さん方御承知のとおりであります。2015年のパリ協定で2020年10月より日本政府は、2050年までに温暖化のため温室効果ガス排出全体をゼロにするとする目標を出しました。それを踏まえての譲与税の基準の見直しについての、配分の見直しでございます。

請願内容につきましては、先ほど、私が申し上げましたものが主な目的でございます。主に、今後、森林環境譲与税による森林整備を進めることは、山の木材供給力を高め、その結果として、木材利用を推進し、地域産業の発展に大きく寄与するところであるということで、現在の配布基準を見直して、面積、人工林、森林面積に応じて増やしていただきたいということであります。森林の多い地域への森林環境譲与税の配分をいっそう高めるよう見直しを目的とする請願でございました。

当委員会においては、全員一致でこの基準見直しについて賛成いたしました。

以上、請願理由でございます。

議長（恩田 稔）

委員長報告に対する質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

請願第2号について採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は、採択です。

請願第2号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日 程 第 8

発議案第6号 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について

議長（恩田 稔）

発議案第6号を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

それでは、皆さんのお手元に提案書を出しておきました。それを読ませていただきます。

森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書。

津南町は、地球温暖化防止や国道保全、水源涵養等森林の有する多面的機能の発揮に向け、日々森林整備等に取り組んでいます。近年は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、森林の役割に対する期待が高まるほか、局地的豪雨による山地災害の多発等により、森林整備の必要性が増しています。

このようななか、令和元年度からは、森林経営管理制度の開始とともに森林環境譲与税が導入され、市町村が主体となった手入れ不足の私有林人工林の意向調査や整備等が順次進められてきたところです。しかし、林野庁において公表された森林環境譲与税の活用状況によると、着実に活用実績は増加してきていますが、全国的には譲与額に対し森林整備関係に充てられた額が低い地区が存在します。

森林環境譲与税により森林整備を進めることは、山の木材供給力を高め、その結果として木材利用を推進し、地域産業の発展に大きく寄与するところであり、今後とも森林整備の担い手及び森林所有者と共に森林環境譲与税を活用した地域の森林整備に取り組む必要があります。

つきましては、下記の事項を要望します。

1. 森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先につきましては、衆議院議長細田博之様、参議院議長尾辻秀久様、内閣総理大臣岸田文雄様、農林水産大臣野村哲郎様。

津南町議会議長恩田稔。

以上です。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第6号について採決いたします。

発議案第6号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日 程 第 9

発議案第7号 福島原発事故による汚染水放出計画の再考を求める意見書の提出について

議長（恩田 稔）

発議案第7号を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

福島原発事故による汚染水放出計画の再考を求める意見書の提出について、私のほうから御説明いたします。

内容を読み上げます。

政府と東京電力は、この夏から、福島原発事故以来、地上タンクに貯蔵されていた汚染水を30年間に渡り、年間22兆ベクレルを福島県沖に放出することを予定しています。アルプス処理汚染水には2023年現在、約125万t、860兆ベクレルのトリチウムや残留人口放射能各種が含まれています。この放出計画については、各界から様々な危惧が表明されています。

1. 科学者からは、「計画では、トリチウム水は、環境中で有機トリチウムに変化し、この有機結合型トリチウムは食物連鎖等により濃縮され、生体内で内部被爆が続くことが想定されていない。」と指摘されています。トリチウム排水の多いカナダのCANDU炉周辺や、日本でも加圧水型の原発のある佐賀県玄海町や北海道泊村で、白血病やがんの多発が報告されています。
2. 福島県59自治体のうち、43市町村議会がこのことについて、反対ないし慎重を求める意見書を採択しています。また、福島県漁業組合連合会は、2015年に国と東京電力との間で「関係者の理解無しには、いかなる処分も行わない」との約束を文書で取り交わしています。また、全国漁業協同組合も絶対反対の立場を貫いています。このような地元自治体や漁協との約束を一方的に反故にして海洋放出を強行しようとするのは、原発立地自治体として、新潟県の今後にも関わる重大な問題であると言わざるを得ません。
3. 海に国境はありません。隣接する韓国、中国、そして、ミクロネシア、フィジーなどの太平洋諸国フォーラムからも強い懸念が示されています。日本国憲法前文には、「いずれの国家も、自国のことのみ専念して、他国を無視してはならない。」と書かれています。海洋放出は、それらの国の同意なしには進められないのではないのでしょうか。

4. 現在予定されている放出量である年間 22 兆ベクレルは、発生する汚染水の 3 万 t の水量に当たります。しかし、汚染水の年間発生量は 5 万 t を上回っており、放出してもタンクに貯蔵する水は増え続けます。反対を押し切って計画を実施しても、根本的な解決には至らないのです。既に様々な研究機関や企業で、トリチウム分離技術が開発されています。海洋放出ありきではなく、様々な手段を検討する必要があるのではないのでしょうか。

以上の理由で、この夏にも予定されている東京電力福島事故による汚染水放出の計画再考を求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

内閣総理大臣岸田文雄様、経済産業大臣西村康稔様、環境大臣西村明宏様、復興大臣渡辺博道様、原子力規制委員長山中伸介様。

津南町議会議長恩田稔。

こうなっております。御賛同、ぜひよろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

11 番、津端眞一議員。

（11 番）津端眞一

趣旨説明はよく分かりました。汚染水が毎日溜まっておるわけですが、その処理はどういうふうな処理をしようかという考えはお持ちですか。1 点だけ教えてください。

議長（恩田 稔）

2 番、小木曾茂子議員。

（2 番）小木曾茂子

理想的には、やはりタンクに貯め続けること以外にはないと思います。トリチウムの半減期が 12 年ほどでありますので、12 年の 10 倍ですと 120 年ですけれども、120 年間は、やはり人間が管理すべきものと考えています。しかし、今、水が増え続けているということで大変苦慮しているわけですけれども、東京電力側は、「もう海洋放出しかない。」というふうに言っていますが、現在、トリチウムを汚染水から除去する技術というのがいろいろ開発されておまして、アルミ箔に穴をたくさん開けて、そこを通すことによって、アルミにトリチウムが付着するというような技術が特許出願もされていると聞いています。ですので、もう少し我慢して待っていて、トリチウムを除いたかたちでの放出であれば、12 年間苦慮してきた福島県の漁民たちにも受け入れられるのではないかと私は考えています。

議長（恩田 稔）

11 番、津端眞一議員。

(11 番) 津端眞一

理想的なことはけっこうです。ただ、毎日増えているのをあなたもよく知っているわけでしょう。毎日、汚染水は増えている。12 年間の我慢。毎日増えているのですよ。だから、今、発言したあなたはどういうふうに思っているのですか。どうしようと思っているのですか。国とか東京電力㈱ではなくて、あなたはどういうことでこの発議をしたのですか。

議長 (恩田 稔)

2 番、小木曾茂子議員。

(2 番) 小木曾茂子

私は、放出すべきではないと考えています。まだきちんと検討していないのですけれども、後でまた見ていただければ良いと思いますけれども、大阪府立大学工学部教授の長沢啓行さんという方がいろいろ分析をされていて、今、汚染水の発生が大変抑えられてきているということが書かれています。何年か、本当に 10 年もたたないうちに汚染水は発生が止められる、10 年もたたない何年というふうに、今朝来たものですから見ていないのですけれども、非常に減ってきているので、そのうち無くなってしまおうというふうに書かれています。これは検討する余地があると思いますので、急いで今、放出するということはやめていただきたいと考えています。

以上です。

議長 (恩田 稔)

8 番、村山道明議員。

(8 番) 村山道明

今、津端議員が問題提起をした、いつまでもずっと増え続けていく、今の地域から永遠に処理しなければずっと溜まっていくということは、またいろいろと検討するというお話が今ございましたけれども、経済産業省によるトリチウムの科学的根拠の主張と、今、小木曾議員が言っていた科学者による分析というのは若干何か違うような気がいたします。トリチウムは、ことによっては人体に影響することもあるけれども、ほとんど体外へ排出されて人体にはあまり影響しないということが言われております。先ほど、小木曾議員が言っていたように、排水については一番多いのは中国ですね。その次は韓国、そして日本、フランスもありますけれども、これはトリチウムを結構排水に流しております。一番多いのは中国ですね。それに応じて、それなりの科学的処置はして排出しているということでもあります。ただ、一つお聞きしたいのは、通常は、発電して、その後、いろいろ処理した水をトリチウムも含めて基準以下にして排出、海に流すということでもありますけれども、今回の水は、直接汚染されたものを稼働しないまま薄めて排水に流すということですから、若干違うかなと思うのです。何が違うかというのをどう考えてもよく分からないのですが、もし分かったら。私が疑問なのは、その点なのです。稼働して出す、排水濃度を薄めて出す、実際出してはおりますね。それと、今、お聞きをしているのは、直接そういう (処理を) していないものを薄めてトリチウムも含めて排水、海に流すということですね。どちらが危険性があるのか。そういうものの科学的根拠について、小木曾議員がよく分かっているのかどうか。私は分からないので、お聞きをするわけです。ですから、今のやり方とはき

っと若干違うわけですよ。言っている意味が分かりますか。発電したものを出すのと、そうではない危ないものをそのまま出すかというのは違うのだらうと私は考えているので。そこら辺を政府も本当は慎重に、科学的根拠を示すべきだと私は考えているのですが、小木曾議員は、その点は御承知の上といいましょうか、分かっているのかどうか、ぜひ教えていただきたいと思いません。分からなければ分からないでけっこうですが、そこら辺をぜひ教えてもらいたいと思っております。お願いします。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

実際、稼働中の排水ではなくて、これは原発事故炉から出されるものですので、直接でブリとか、そういう危険な放射性物質の塊を冷やすために使われた水ですので、これは大変危険な放射性物質を含んだものです。一定の正規の原発で出される排水よりも危険だと認識しています。トリチウムに関して、以前は、それこそ体に害はないというかたちでたくさん海洋放出されてきたわけですが、私も原発反対運動を始めた頃は、そういうふう聞いておりました。しかし、近年、トリチウムの被害に対する考え方がずいぶん変わってきてまして、この間、ノーベル物理学者の小柴昌俊さんが内閣総理大臣宛てに出した嘆願書を読みました。国際核融合実験装置 ITER（イーター）を国際的に核融合炉の実験をするということで、核融合炉をどこに造るかということが問題になったことがございましたけれども、小柴さんと長谷川昇さん、マクスウェル賞受賞者の物理学者の方ですけど、連面でも嘆願書を出しています。「国際核融合炉 ITER の誘致を見直してください。」という嘆願書です。その中に、「トリチウムを燃料とする核融合炉は、安全性と環境汚染性から見て極めて危険なものであります。」というふうに書かれています。「燃料として装置の中に蓄えられる約 2 kg のトリチウムは、わずか 1 mg で致死量とされる猛毒で、200 万人の殺傷能力があります。ですから、私は、専門知識を持つ物理学者として、ITER の誘致には絶対に反対します。」というふうにこの嘆願書には書かれております。資料もお付けいたしましてけれども、昔、水俣病が起きたときにも、流すのは無機質水銀だから安全で体内濃縮はないというふうにされてきたのですけれども、海中に流されることで有機水銀になって、それが体の中で悪さをする、水銀中毒を起こすということになったわけです。なかなか国がその事実を認めなくて、水俣病の広がりがあったって、新潟県にも災害が及んだということですので、トリチウムが有機トリチウムになるということが、今、私が付けました資料でも明らかになっております。これは西尾正道さんという日本で有数の医学者で、この方は、放射線を使ったがんの治療を。

議長（恩田 稔）

小木曾議員に申し上げます。答弁は簡潔明瞭にお願いします。

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

これで終わります。がんの治療の第一人者で、3万人の方を放射線でがん治療している方です。その専門家が危険だというふうには言っています。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

今、いろいろお話がありましたが、今、海水に流そうとする水は、核燃料レベルに触れて放射性物質を含み、施設で処理し貯蔵しているトリチウムを含んだ原発の汚染水だと思います。一般的な稼働している原発の排水と違って、事故によって起きた危険な物質が含まれています。危険なものを海や川に流さないのがこの地球で人間が生きていく上での基本だと思います。海は本当に多くの漁業者がそこで生活しています。そこで漁獲したものを私たちは食べているのです。汚染水がいっぱいになったから、もうどうにもならないからといって海に流すのでは、本当に問題解決にはなりません。あくまでも企業と政府の責任で、原発を造った責任として、安全な処分を検討し、最後まで対応することが必要だと思います。海に流すなんてとんでもないことだと思います。

よって、意見書に賛同します。皆さんの賛同をお願いします。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

時間が押していますので、簡単にしたいと思います。

本発議案には、賛成すべきか反対すべきか、私自身は非常に悩みました。一晩考えて結論に達したわけですけれども、それについて、皆様にお話しします。

まず、冒頭、福島県におかれましては、私たちの想像を絶するような13年前の地震、津波、原発の事故、深い悲しみと怒りであふれていると思いますが、お気持ちをお察しいたしますとともに、お見舞い申し上げたいと思います。

さて、本発議であります。国は原発事故の汚染水を夏に125万t海洋に放出するという予定でございます。非常に漠然とした内容なので、私、大分調べましたら、海洋水に125万t溶けると、どのくらい希釈されるのかというのを計算したのですけれども、海洋水は約14兆tの10万倍あるという話で、とても天文学的数字で0が15も付く数字なので、そこに125万tを入れるとどうなるのだろうと、非常に頭にはピンとこないもので、換算しますと、日本の琵琶湖がございまして。これが275億tですので、ここにコップに50cc、約4分の1を入れるというような換算になります。これが生態系にどう影響するかというのは私は科学者ではないので分からないの

で、毒を入れるわけではないので、国が保証しているので安全性はあるものだろうと推察いたします。しかし一方、本件については、福島県民、太平洋側の漁業関係者は全て反対を貫いております。このような状況のなか、この夏、もうすぐ目の前にせまっておりますけれども、放出には余りにも拙速すぎます。漁業関係者や国民に安全性を丁寧に説明して行うことが必要であるのではないかと考えています。そして、貯水タンクもまだ余裕があるものでありますから、ここで一旦立ち止まって、そのほうが良いのではないかと思います。拙速に行わないで慎重に行っていただきたい。

発議は「中止」と書いておりません。「再考を求める」というふうに書いています。だから、今、「中止だ」「行え」というような話も出ましたけれども、一旦ここで立ち止まって、国民によく説明して、安全性の理解を晴れて得られて、私はそれからやっていただきたい。いわゆる発議案のとおり、もう1回立ち止まって再考してもらいたいということが趣旨でございますので、そういった意味で、私は今回、賛成いたします。私の気持ちと同じような方があったら、賛同をお願いします。

以上です。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

討論を終結いたします。

発議案第7号について採決いたします。

発議案第7号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立8名、非起立4名）—

賛成多数です。よって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日 程 第 10

保育園増築工事に関わる調査について

議長（恩田 稔）

保育園増築工事に関わる調査についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。

保育園増築工事に関わる調査特別委員長。

保育園増築工事に関わる調査特別委員長（風巻光明）

それでは、調査報告をいたします。時間も押していますので、かいつまんで説明したいと思います。

本特別委員会は、保育園増築工事において、令和3年度7月、11月に行われた二度の入札が不落となりまして、議会で予算可決した案件が執行できなかったことについて一般質問等で答弁が不明瞭だったことを受けて、原因を調査する目的で令和4年3月の臨時議会で特別委員会が承認され、設置されたものであります。

当特別委員会では、現在まで追加質問を含めて5回の質問状を提出いたしました。その質問に対して、前半は公表できる範囲内の回答に留まりました。また、特別委員会では計14回の会

議を重ね、質問を吟味し、回答内容の検証を行いました。ほかに、工事関係者に出向いて調査するとともに、近隣の最近建設された保育園の視察見学も行い、大いに参考になりました。調査が1年にわたり長引いたのは、町当局が国土交通省による入札契約改善推進事業の支援を受けることが決定し、本入札に関わる検証結果が出るまで非公開とされ、具体的な回答が得られなかったためであります。

さて、調査結果については、町からの回答が出るごとに全員協議会で報告しており、また、令和4年度の7月、12月の議会報でそれぞれ1ページ以上のスペースを使い詳細報告を行っておりますので、今回は、主要項目のみに留めます。

前半の1回、2回の質問では4項目ございました。

建設に関わる実施設計の積算資料を公開してほしい。これはできないということでした。

設計業者選定は公平性が保たれたのか、空調地熱エネルギーの導入について設計試算と環境省の提示はどのくらい差があったのか、実施設計ができたのが3月末なのに、なぜ3月予算に11億4,000万円を計上できたのかというような内容でございます。回答については、記載されたとおりでございます。

それから、第3回、4回、後半の質問でございます。これは、国土交通省の検証が、11月16日に入札不落の検証がほぼ完了したことにより、具体的な数値を確認することができました。ここについては、回答も含めてお話しします。

二度の不落に対し、既に着工し、支払い済みと損失となった金額と責任はということでございます。回答は、検証の結果、予定価格と大幅な開きがあったため、本保育園建設の基本設計と実施設計は使えないと判断し、設計費約3,000万円は損失と考えるというような回答でございます。

2番目に、設計積算価格の検証により、予定価格と入札価格の結果を解答願うということでございます。11月の第2回目の入札については、調整率などにより、町の予定価格は電気工事を別として、7億9,483万円といたしました。しかしながら、最終入札価格は9億9,500万円であり、約2億円の開きがございました。

3番目、設計積算価格、いわゆる予定価格の国土交通省による検証結果はどうだったのかということですが、検証では、予定価格に対し、実際は3億6,000万円の超過であった。超過内訳は、見積りで採用した調整率の影響は1億4,400万円、物価変動の影響が5,500万円、共通費の差額は1億7,000万円である。その結果、予定価格は11億円が妥当であろうというふうに述べられております。

最後、結論として、第1回目の入札の不落理由は、ウッドショックなどによる資材の高騰のためとされていたが、実際は、見積価格を調整した価格に大きな問題があったことが判明いたしました。2回目の入札に向かっては、工期の関係上、不落の検証に対し十分なリードタイムが採れず、予算額が決まっていたことなどから、予算額やコスト削減などの見直しを満足に行うことができませんでした。そのようななか、入札範囲を県内に広げれば落札する可能性があるのではということで、入札に臨んだものであります。結果的には、町内業者2社でのJVによる入札となり、再び不落になったものであります。

以上により、特別委員会の調査は一定程度目的を達成し成果はあったものと考え、本特別委員会は終結したく、議長に報告いたします。

議長（恩田 稔）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいまの報告をもって、保育園増築工事に関わる調査特別委員会の調査は終了といたします。

日 程 第 11 議員派遣の件について

議長（恩田 稔）

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することに決定いたしました。

日 程 第 12 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（恩田 稔）

委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

各委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布したとおり閉会中の調査・審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定いたしました。

議長（恩田 稔）

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（桑原 悠）

走り梅雨とでも申しませうか。雨の日が多く、梅雨冷えさも感じさせる今日この頃、「こ

の季節にしては気温が低い。もっと陽の光が欲しい。」という農家の声も聴かれるところでございます。エルニーニョの夏と言われる今夏、暴れ梅雨にならなければ良いなど心配すると同時に、これから台風シーズンも迎えますなか、気持ち新たに災害に備えてまいりたいと考えているところでございます。町民の皆様、議員の皆様におかれましても、防災・減災の備えに特段の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会、各議員の皆様から慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。頂きました御意見・御質問につきましては、十分に留意し、町民の皆様の日々の生活、そして、将来の人材育成のために皆様と共に明朗闊達に町政を進行してまいり所存でございます。

結びに、社会はまさにポストコロナの時代へと変化しており、観光客の増加も予想されております。おもてなしの心を持って、多くのお客様を津南町にお迎えできるよう努力してまいり所存でもございます。そして、何よりここに住む町民の皆様の健康、元気に寄り添う私たちでありたいと思っております。

本定例会、感謝を申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶といたします。大変ありがとうございました。

議長（恩田 稔）

これにて令和5年第2回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後0時16分）—